

事務局説明資料

(金融商品取引業者等の最良執行方針等について)

令和2年12月1日

金融庁

金融商品取引業者等の最良執行方針等について

背景

- 我が国では、1998年に取引所集中義務の撤廃と併せてPTS(私設取引システム)運営業務が導入され、上場株式を取り扱うPTSが解禁された。
- 2005年に、市場間競争を促進するために取引所取引の原則が見直された際、投資家保護の観点から、金融商品取引業者等は、最良執行方針等を定め、これに従い注文を執行しなければならない等の義務が導入された。
- その際、当時の市場インフラ等を踏まえ、最良の取引の条件であるかは、価格のみならず、コスト、スピード、執行可能性などさまざまな要素を総合的に勘案して決定されることとされた。これを受け、多くの金融商品取引業者等の最良執行方針等には、流動性、約定可能性、取引のスピード等を考慮して、原則として金融商品取引所市場に注文を取り次ぐものと記載されており、取引所取引の原則を撤廃した目的である市場間競争の促進が阻害されている、との指摘がある。

(注) 上場株式を取り扱うPTSには合計8社が参入したが、現在は2社のみ。取引のシェアは、東証(立会内)が8割程度を占める一方、PTSは2社合計でも7~8%程度。
- 一方、複数の市場から最良価格を提示している市場を検索し注文を執行するSmart Order Routing(SOR)というシステムが普及しつつあり、こうした新たな技術のもと、注文執行における投資家保護と透明性確保の重要性が高まっている。

検討課題

- 最良執行方針等に関する規制の点検・検討についてどう考えるか。等

(注) 本検討課題は、専門性・個別性が特に高いことから、当ワーキング・グループの下に別の会議体を設けて議論する。

參考資料

金融商品取引業者等の最良執行方針等に関する現行の規制

- 金融商品取引業者等は、有価証券等取引に関する顧客の注文について、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法(最良執行方針等)を定めなければならない(金融商品取引法第40条の2第1項)。

【最良執行方針等の記載事項】(金融商品取引法施行令第16条の6第2項)

- ・ 取引銘柄ごとに最良の取引の条件で執行するための方法
- ・ 当該方法を選択する理由

- 金融商品取引業者等は、最良執行方針等を公表しなければならない(金融商品取引法第40条の2第2項)。
- 金融商品取引業者等は、最良執行方針等に従い、有価証券等取引に関する注文を執行しなければならない(同条第3項)。
- 金融商品取引業者等は、上場株券等及び店頭売買有価証券の売買に関する顧客の注文を受けようとするときは、あらかじめ、顧客(特定投資家を除く。)に対し、当該取引に係る最良執行方針等を記載した書面を交付しなければならない(同条第4項本文・同法施行令第16条の6第3項、同法第45条第2号)。
- 金融商品取引業者等は、有価証券等取引に関する顧客の注文を執行した後、三月以内に当該顧客から求められたときは、当該注文が最良執行方針等に従って執行された旨を説明した書面(最良執行説明書)を、顧客から求められた日から二十日(特定投資家である顧客から同意を得た場合にあっては、当該同意に係る期間(二十日以上)の期間に限る。))以内に、当該顧客に交付しなければならない(同法第40条の2第5項・金融商品取引業等に関する内閣府令第124条第4項及び第6項)。

【最良執行説明書の記載事項】(金融商品取引業等に関する内閣府令第124条第5項)。

- ・ 注文に係る有価証券等取引の銘柄、数量及び売付け又は買付けの別
- ・ 受注日時
- ・ 約定日時及び執行した金融商品市場その他執行の方法